

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課)五二五
(同)五二五

公 示

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

(農地整備課)五二六

告 示

岐阜県告示第五百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
県道	岐合墨 阜渡俣	岐阜市大字長良福光字桃 林無地番地先(岐阜市大 字長良福光字桃林二六九 五番一)から	岐阜市若竹町一丁目一番 二地先まで	後	八 二 八	三 六 〇	

岐阜県告示第五百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年十一月二十二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又はほかに)
岐 阜 県	合 墨 渡 線	岐阜市大字長良福光字桃林無地番地先(岐阜市大字長良福光字桃林二六九五番一)から同市大字同字猿尾二五二七番六地先まで	二五三〇	平成二二・二・二三	

公 示

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、本県市営土地改良事業天神堂地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十三年十一月二十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

二 縦覧場所

平成二十三年十一月二十二日から同二十三年十二月二十一日まで
本県市役所根尾分庁舎前告示板

平成二十三年十一月二十二日発行

発行者 岐阜県

発行所 岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ

バイ・オール・テクノセンター